

不当廉売関税(アンチダンピング関税)を
課することを求める書面の作成の手引き

財 務 省
経 済 産 業 省

目次

I	本資料の目的及び位置づけ	1
II	調査に関する手続の概要	1
1	課税を求める書面の提出から課税に至るまでの流れ	1
2	課税を求める書面の提出先	2
3	相談窓口	2
4	調査当局	2
5	本邦の利害関係者による協力	2
III	課税を求める書面の作成について	4
1	課税を求める書面の作成	4
2	課税を求める書面の作成及び証拠の添付にあたっての留意点	4
3	課税を求める書面及び証拠の秘密としての取り扱い	4
IV	課税を求める書面の記載例(表紙)	5
V	課税を求める書面の記載例(課税を求める書面に記載すべき事項)	6
1	申請者の氏名又は名称及び住所又は居所	6
2	不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴	7
2-1	当該貨物の品名	7
2-2	当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号	7
2-3	当該貨物の銘柄、型式及び特徴	7
3	不当廉売された貨物の供給者又は供給国	9
4	本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情	10
4-1	本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物	10
4-2	申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明	11
5	不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要	14
5-1	不当廉売された貨物の輸入の事実	14
5-2	当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実	20
6	提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由	28
7	当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況	30
8	その他参考となるべき事項	32
8-1	不当廉売された貨物の輸入者及び供給者	32
8-2	当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等	32
8-3	当該貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体	32
8-4	当該貨物と同種の貨物の主要な消費者団体	33
8-5	当該貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況	33
8-6	当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般的状況	33

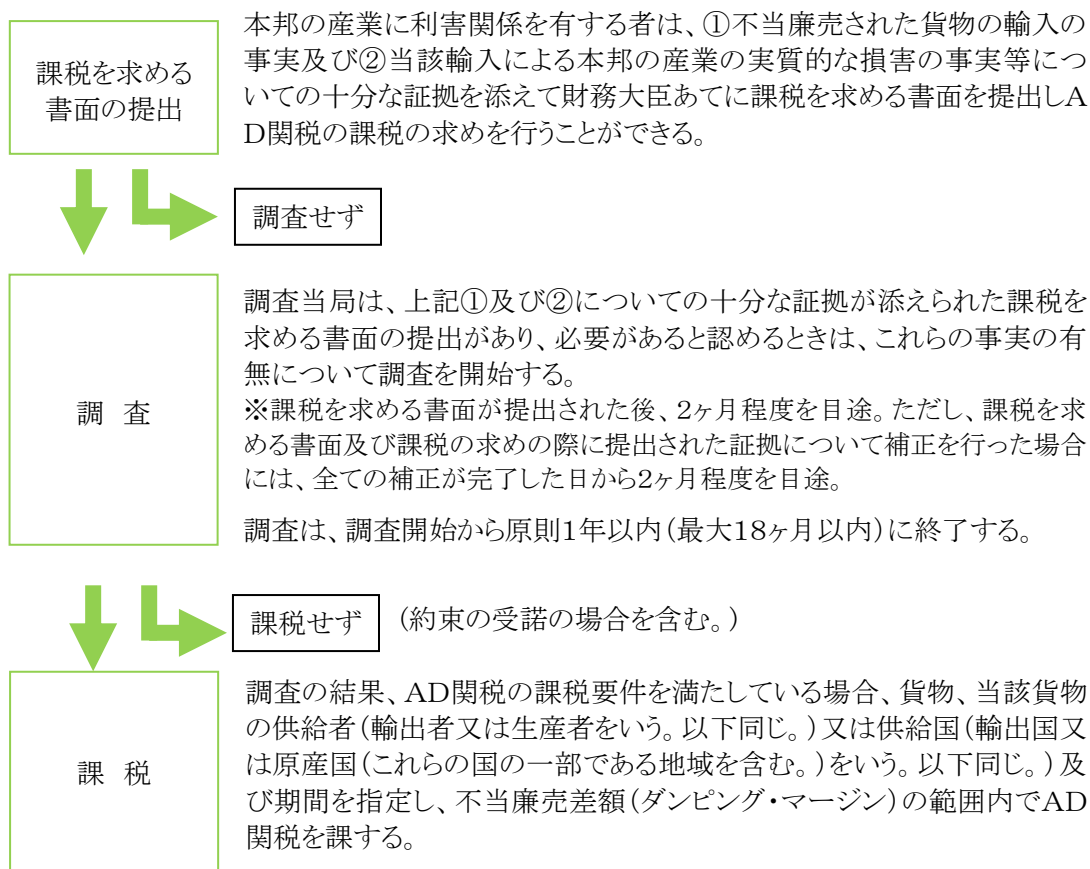
I 本資料の目的及び位置づけ

本資料の目的は、不当廉売関税(以下「AD関税」という。)を課することの求め(以下「課税の求め」という。)を検討している企業等に対して、どのようにAD関税を課することを求める書面(以下「課税を求める書面」という。)を作成するのか、及び不当廉売された貨物の輸入の事実等についての調査(以下「AD調査」という。)を開始するか否かを決定する上で必要となるべき証拠は何かを提示することにある。課税を求める書面を作成するために必要となる事項及び課税の求めの形式は関税定率法(以下「法」という。)、不当廉売関税に関する政令(以下「政令」という。)、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に規定されているため、本資料はこれらを補完し、課税を求める書面の作成において惹起され得る疑問点について説明するとともに、課税を求める書面の具体的な記載例を示すことにより、AD関税を課することを求めようとする者(以下「申請者」という。)の参考に供することを主眼において作成されたものである。

本資料は何ら法的拘束力を有するものではなく、本資料の内容を、課税を求める書面に含めなければならない内容として強制するものではない。また、申請者は事案ごとの状況に応じて適当と考える証拠を提出することとなる。なお、AD調査の開始については、課税を求める書面及び課税の求めの際に提出された証拠について、調査当局がその正確さ及び妥当性を検討し、AD調査開始の正当性を決定するため、本資料に沿って課税の求めを行うことで自動的に調査が開始されるものでないことに留意が必要である。

II 調査に関する手続の概要

1 課税を求める書面の提出から課税に至るまでの流れ



※詳細については3頁<参考>参照のこと。

2 課税を求める書面の提出先

課税を求める書面の提出先は、財務省関税局関税課特殊関税調査室とし、名宛人は、財務大臣とする。提出に際して電磁的記録媒体を提出する場合には、書面による提出部数は最低1部とし、当該媒体を提出しない場合には、書面による提出部数は最低4部とする。

3 相談窓口

課税の求めに関する相談の担当部局は、以下の部局とする。

➤ 財務省関税局関税課特殊関税調査室

〒100-8940
東京都千代田区霞が関3-1-1
電話番号:03-3581-4786
FAX番号:03-5251-2173
電子メールアドレス:anti.dumping@mof.go.jp

➤ 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室

〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
電話番号:03-3501-3462
FAX番号:03-3501-0992
電子メールアドレス:qqfcbk@meti.go.jp

4 調査当局

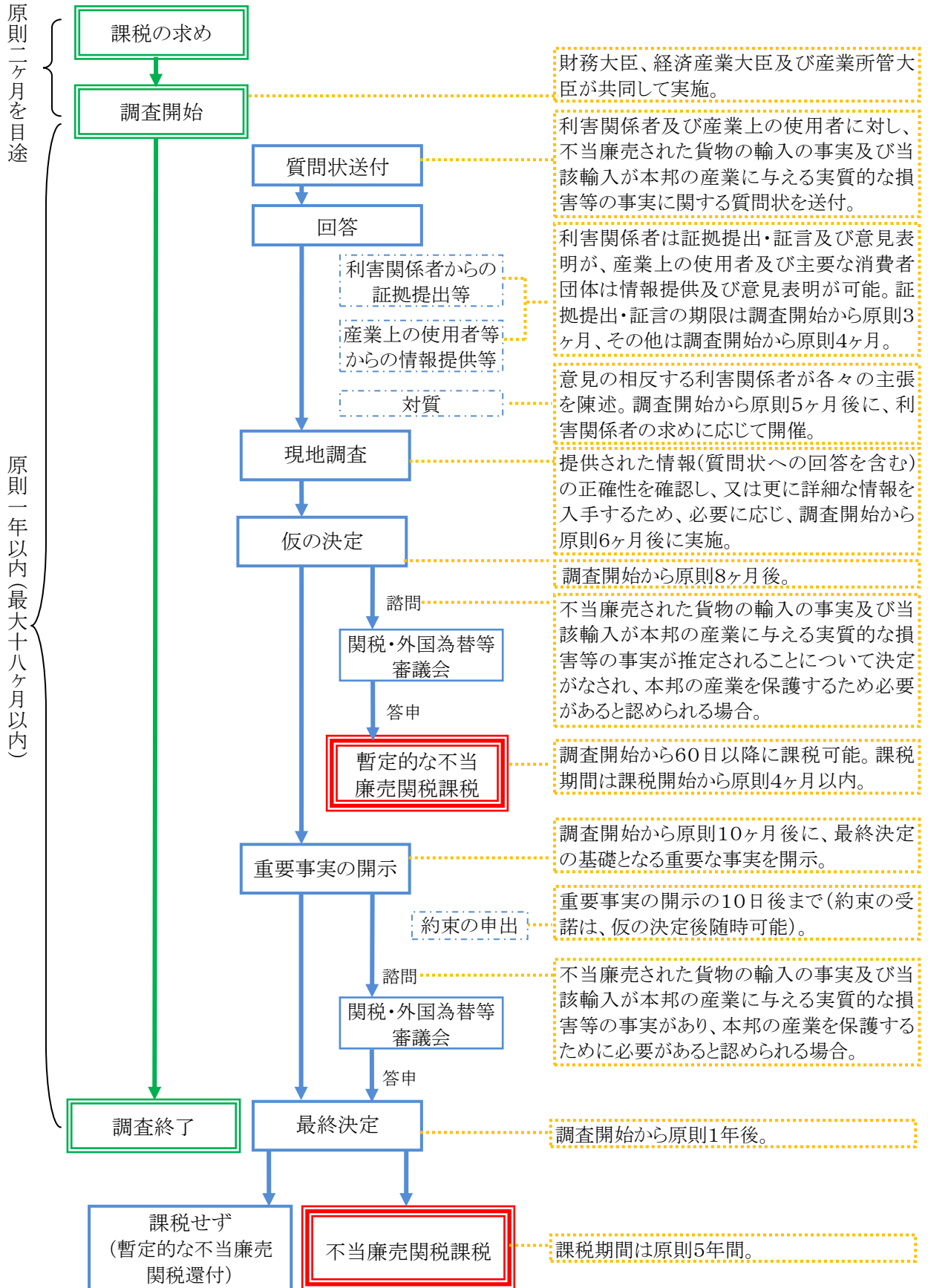
調査を開始することが決定されたときは、財務省、経済産業省及び当該本邦の産業を所管する省の関係職員からなる調査担当者団を設け、調査を行う。

5 本邦の利害関係者による協力

AD調査には本邦の利害関係者による協力が不可欠である。調査が開始された場合、利害関係者には調査当局からの質問状への対応が求められ、また、それぞれの者に対する現地調査への協力等が求められることがある。

(注)利害関係者とは、不当廉売された貨物の供給者、輸入者及び当該貨物と同種の貨物を生産する本邦の生産者等をいう。

不当廉売関税調査手続の基本的フローチャート



III 課税を求める書面の作成について

1 課税を求める書面の作成

課税を求める書面には下記の事項を記載する必要がある。各事項の具体的な記載方法については、次頁以降の課税を求める書面の記載例において示すこととする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
- (3) 不当廉売された貨物の供給者又は供給国
- (4) 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
- (5) 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要
- (6) 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
- (7) 当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
- (8) その他参考となるべき事項

2 課税を求める書面の作成及び証拠の添付にあたっての留意点

- (1) 課税の求めにあたって、申請者は合理的に入手可能な最善の情報を証拠として提出する。当該証拠は、商業上又は公的に入手可能な情報源から得られたものであることが望ましい。
- (2) 添付された全ての証拠について、その出所、時期及び期間を明記する。また、得られた情報から数値を算出した場合には、その算出方法を詳細に記載する。
- (3) 課税を求める書面の本文には、説明に必要な事項のみ記載することとし、その他の参考とすべき事項は、別紙とすることが望ましい(ただし、どの別紙を用いたか分かるように、同書面の本文には、関連する別紙の番号等を明記する)。
- (4) 金額については使用する通貨や単位を統一する。通貨を換算する場合には使用する為替レート及びその出所を明記する。
- (5) 資料の提出が求められている項目について、当該資料が提出できない場合にはその旨及び理由を記載する。

3 課税を求める書面及び証拠の秘密としての取り扱い

- (1) 公開されると事業に差し障りのある記載部分については、課税を求める書面又は証拠におけるどの記載部分について秘密としての取り扱いが必要となるのかを指定し、その理由を書面にて提出することにより、秘密として取り扱うことを求めることができる(後述する V6 参照)。
- (2) 課税を求める書面又は証拠に秘密としての取り扱いを求める記載部分が含まれる場合には、課税を求める書面等は、当該記載部分も含めた「非公開版」と、当該記載部分を要約した「公開版」の二種類を提出する必要がある。なお、要約する方法については、ガイドライン別添3の「秘密証拠等の要約の作成例」を参照する。
- (3) AD調査を開始することが決定された場合は、速やかに不当廉売された貨物の供給者又はその団体、輸入者又はその団体及び輸出国政府に対して公開版の課税を求める書面が提供されることになる。また、他の利害関係者に対しても、公開版の課税を求める書面が提供される場合がある。

IV 課税を求める書面の記載例(表紙)

記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

財務大臣 〇〇〇〇殿

申請者

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

〒000-0000

東京都□□区□□△丁目△番△号

□□□株式会社 代表取締役社長 □□□□

〒000-0000

東京都◇◇区◇◇△丁目△番△号

◇◇◇株式会社 代表取締役社長 ◇◇◇◇

申請者代理人(代理人を使用する場合)

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇法律事務所

上記申請代理人弁護士 〇〇〇〇

『A国』産の【B】に対する不当廉売関税を課することを求める書面

『A国』から本邦に輸入された【B】について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実がありますので、不当廉売関税に関する政令第7条第1項に規定する本書面及び不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての証拠を添えて、関税定率法第8条第4項の規定により当該【B】に対し不当廉売関税を課することを求めます。

V 課税を求める書面の記載例(課税を求める書面に記載すべき事項)

1 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

記載例

1.申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

本件の申請者は、〇〇株式会社(以下「〇〇」という。)、□□株式会社(以下「□□」という。)、◇◇株式会社(以下「◇◇」という。)で、所在地はそれぞれ以下のとおりである。〇〇以下3社の事業内容は、【B】の製造及び販売である。

別紙として、直近の有価証券報告書(別紙〇)を提出する。

〇〇

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

□□

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

◇◇

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

関係法令等

- 政令第7条第1項第1号

解説

- 本セクションにおいては、申請者の氏名又は名称及び住所又は居所を記載する。
- 申請者が団体の場合は、法人登記簿、定款又はその他公表情報であって団体の存在が確認できるもの(連絡先や役員名等)を添付する。また、当該申請が団体として合意されたものであることを示すための資料として、団体の代表者による押印等がなされた文書を添付する。
- 申請者が法人の場合は、会社の概要を示す資料として、有価証券報告書やパンフレット等の資料を添付する。

2 不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

2-1 当該貨物の品名

2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号

2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴

記載例

2.不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

2-1.当該貨物の品名

【B】

2-2.当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号

- 貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分:第 1234・56 号の一の(一)のC (【B'】)
- 貨物の所属する輸入統計品目番号:輸入統計品目番号 1234.56-789 (【B'】)

2-3.当該貨物の銘柄、型式及び特徴

【B】は、関税定率法別表第 1234・56 号の一の(一)のCに掲げる【B'】のうち、厚さが○mm 以上、かつ○○の含有量が* * %未満のものである。

【B】は、その純度によって a タイプ(高純度品)、b タイプ(普通品)、c タイプ(合金品)、d タイプ(再生品)に区分される。各タイプに共通した特性等及びタイプごとの特性等の差異は以下のとおりである。

① 物理的・化学的特性

- a、b、c、d タイプとも、日本市場において ISO 規格○○に整合することが要求される点で共通している。当該規格に基づく物理的・化学的特性を別紙○として提出する。
- ISO 規格○○に整合する【B】のうち、強度が…、耐食性が…、加工性が…、純度が…のものが b タイプである。b タイプと a、c、d タイプの物理的・化学的相違点は以下のとおり。
 - ・ a タイプは、b タイプを精製し、純度を○%に高めたものである。そのため、b タイプよりも強度及び耐食性が xx 割程度高くなる。
 - ・ c タイプは、b タイプに○○を○～○%合成したものである。○○を合成することにより、加工度が b タイプよりも xx 割程度高くなる。
 - ・ d タイプは、使用済みの a、b、c タイプから精製されるため、強度、耐食性、加工性及び純度がやや低くなる。

② 用途

- いずれのタイプとも、主に、道路、鉄道、港湾施設及び建築分野に使用されており、主な産業上の使用者は○○、△△、□□等の土木工事会社である。
- a タイプは、b タイプよりも高い強度及び耐食性が必要な箇所に使用され、c タイプは、b タイプよりも高い加工性が必要な箇所に使用される。d タイプは、強度、耐食性及び加工性が a、b、c タイプより低いことから、これらの要求が比較的低い箇所に使用される。

③ 販売経路

- 大部分が当該貨物の生産者から輸出商社及び輸入商社を経由し、本邦における産業上の使用者に流通している。一部には、生産者から産業上の使用者に直接流通している貨物もある。

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第2号

🔑 解説

- 本セクションにおいては、不当廉売された貨物(以下「対象貨物」という。)の品名、銘柄、型式及び特徴に係る事項を記載する。
 - 申請者は、対象貨物の定義について誤解が生じないよう、特に以下の点を含めつつ、可能な限り詳細な定義付けを行うことが求められる。
- ① 対象貨物の客観的な定義付け(輸入統計品目表上の記載と一致する場合もあれば一致しない場合もある(注))。例えば太さや長さ等の物理的特性等により、調査当局(税関当局を含む)が対象貨物を正確かつ明確に識別できるようにすべきことを念頭におく。また、対象貨物を細分化し限定することによる迂回輸入の可能性も考慮する必要がある。
 - ② 対象貨物の詳細な定義付け。これには以下を含むべき。
 - 関税分類等(対象貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号)
 - 物理的・化学的特性
 - 用途
 - 販売経路
 - 対象貨物に複数の商品タイプが存在する場合には、全ての商品タイプが対象貨物の定義に含まれることが正当であるかどうか、及び全ての商品タイプを1つの貨物として扱うべきか否かの説明をすべき。この説明の上で、物理的・化学的特性等の差異の有無及びその内容、用途の違い等を説明することが必要となる。
 - ③ 添付すべき資料として、申請者が入手した対象貨物の商品見本、商品カタログ、業界内の商品分類表等が考えられる。

(注) 対象貨物の客観的な定義付けが輸入統計品目表上の記載と一致しないと考える場合は、その定義付けが妥当であることを十分詳細に説明する(同一の輸入統計品目でありながら、対象貨物に含まれない貨物がある場合に如何なる理由で対象貨物に含まれないのかについての詳細な説明を含む)。ただし、輸入統計品目表の分類をさらに細分化した貨物を対象貨物として調査することは実務的に困難なこともある。

3 不当廉売された貨物の供給者又は供給国

記載例

3.不当廉売された貨物の供給者又は供給国

不当廉売された貨物の本邦への供給国は『A国』である。

当該貨物について、申請者が知り得た『A国』における生産者及び輸出者は以下のとおり。ただし、以下は申請者が調査したところ判明したものであり、この他にも存在する可能性がある。

生産者及び輸出者

供給国	生産者	輸出者
A国	**CO.,LTD ##CO.,LTD	**CO.,LTD !!CO.,LTD *!CO.,LTD

(注)生産者及び輸出者の所在地及び連絡先は別紙○のとおり。

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第3号

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、対象貨物の供給者及び供給国に係る事項を記載する。
- 供給者
 - 申請者が知り得た全ての生産者及び輸出者について、それぞれの名称、所在地及び連絡先を記載する。
 - 課税を求める書面に複数の供給国が含まれる場合(対象貨物が複数の供給国で生産され、本邦に輸入されている場合)、それぞれの国(又は地域)について、知り得た対象貨物の供給者の名称、所在地及び連絡先を記載する。
 - 供給国で生産された対象貨物が別の国(又は地域)を経由して本邦に輸出されている場合、当該経由国(又は地域)での知り得た供給者にも言及する。
- 供給国
 - 課税の対象とすべき国又は地域を「供給国」として記載する。
 - 課税を求める書面に複数の供給国が含まれる場合(対象貨物が複数の供給国で生産され、本邦に輸入されている場合)、それぞれの国(又は地域)を記載する。
 - 供給国で生産された対象貨物が別の国(又は地域)を経由して本邦に輸出されている場合、当該経由国(又は地域)にも言及する。

4 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

4-1 本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物

記載例

4.本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

4-1.本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物

本邦の産業が生産する【B】も、不当廉売された貨物と同様、その純度によって a タイプ（高純度品）、b タイプ（普通品）、c タイプ（合金品）、d タイプ（再生品）に区分される。各タイプに共通した特性等及びタイプごとの特性等の差異は以下のとおりである。

① 物理的・化学的特性

- a、b、c、d タイプとも、不当廉売された貨物と同様、ISO 規格〇〇に整合することが要求される。a、b、c、d タイプ相互間の物理的・化学的な相違点も、当該貨物と同じである。
- 本邦の産業が生産した【B】について、当該規格に整合することを証する分析証を別紙〇として提出する。

② 用途

- いずれのタイプとも、主に、道路、鉄道、港湾施設及び建築分野に使用されており、主な産業上の使用者は〇〇、△△、□□等の土木工事会社である。
- a タイプは、b タイプよりも高い強度及び耐食性が必要な箇所に使用され、c タイプは、b タイプよりも高い加工性が必要な箇所に使用される。d タイプは、強度、耐食性及び加工性が a、b、c タイプより低いことから、これらの要求が比較的低い箇所に使用される。
- 日本で流通している本邦の産業が生産した【B】のうち、b タイプがシェアの 7 割を占め、a タイプ及び c タイプがそれぞれ 1 割強、d タイプが 5%程度となっている。

③ 販売経路

- 本邦の生産者から建設材料専門商社を経由し、産業上の使用者に流通している。一部には、生産者から産業上の使用者へ直接販売されるものもある。

④ 製造工程

- 原料となる〇〇に△△△を加えて溶解し、×××を抽出する。それに□□□を加えて加熱し、液状化した後、電気分解して精製し、〇mm 以上の厚さにプレスする。この工程は a、b、c タイプに共通している。
- a タイプは、b タイプよりも高い電圧で電気分解を行う。
- c タイプは、抽出した×××に、□□□及び◇◇◇を加える。
- d タイプは、使用後の a、b、c タイプを加熱し液状化した後、〇mm 以上の厚さにプレスする。
- それぞれのタイプについて、製造工程を示した図を別紙〇として提出する。

⑤ 不当廉売された貨物との同種性

- 上記のとおり、不当廉売された貨物と本邦の産業が生産する【B】は、物理的・化学的特性、用途、販売経路が概ね同じである。
- また、申請者の販売先のうち、本邦の生産者が生産した【B】から不当廉売された貨物に供給を切り替えた産業上の使用者が存在する。また、本邦の産業が生産した【B】及び当該貨物の両方を調達している産業上の使用者も存在する。これら産業上の使用者の動向を示す証拠として、別紙〇を提出する。
- これらの事実から、不当廉売された貨物と本邦の産業が生産する【B】は、性質が極めて類似しており、市場における交換可能性を有していることから、本邦の産業が生産する【B】は当該貨物の同種の貨物であると言える。

4-2 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明

記載例 1 (申請者の生産高が総生産高の50%を超えている場合)

4-2.申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明

申請者は、上記【B】を生産・販売している本邦【B】産業を構成する全〇社のうちの3社であり、その〇〇年度の【B】生産高の合計は、本邦【B】総生産高の75.0%を占める。

よって、申請者は不当廉売関税に関する政令第5条第1項に定める「本邦の産業に利害関係を有する者」に該当する。

申請者の【B】の生産状況

		〇〇年度※ (千 MT)	国内総生産 高に占める 割合 (%)		
国内総生産高		(a)	400	100.0%	
申請者	合計	(b)	300	75.0%	
	〇〇		123	30.8%	
	□□		98	24.5%	
	◇◇		79	19.8%	
申請者以外の本邦生産者		合計	(a)-(b)	100	25.0%
	△△株式会社	(c)	48	12.0%	
	その他	(a)-(b+c)	52	13.0%	

(出所:〇〇〇)

なお、申請者は、不当廉売された【B】の供給者又は輸入者との間に、不当廉売関税に関する政令第4条第2項各号に掲げられている関係は有していない。別紙〇の有価証券報告書参照。

記載例 2 (申請者の生産高が総生産高の 50%を超えていない場合)

4-2. 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明

申請者は、上記【B】を生産・販売している本邦【B】産業を構成する全〇社のうちの3社であり、その〇〇年度の【B】生産高の合計は、本邦【B】総生産高の44.5%を占める。

よって、申請者は不当廉売関税に関する政令第5条第1項に定める「本邦の産業に利害関係を有する者」に該当する。

申請者の【B】の生産状況

		〇〇年度※ (千 MT)	国内総生産高 に占める割合 (%)
国内総生産高 (a)		400	100.0%
申請者	合計 (b)	178	44.5%
	〇〇	80	20.0%
	□□	50	12.5%
	◇◇	48	12.0%
申請者以外の生産者 合計 (a)-(b)		222	55.5%
本邦生産者	△△株式会社 (c)	78	19.5%
	××株式会社 (d)	10	2.5%
	その他 (a)-(b+c+d+e)	126	31.5%
対象貨物を輸入した生産者	▽▽株式会社 (e)	8	2.0%

(出所:〇〇〇)

なお、申請者は、不当廉売された【B】の供給者又は輸入者との間に、不当廉売関税に関する政令第4条第2項各号に掲げられている関係は有していない。別紙〇の有価証券報告書参照。

📖 関係法令等

- 政令第4条第2項
- 政令第5条第1項
- 政令第5条第2項
- 政令第7条第1項第4号

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、本邦の産業(対象貨物と同種の貨物の本邦における総生産高に占める生産高の割合が概ね50%以上である本邦の生産者)が生産する同種の貨物、及び申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当すること、の説明を記載する。
- 本邦の産業が生産する同種の貨物について、対象貨物と同種であることが判断できる詳細な説明を行う。これには以下を含むべき。
 - 本邦の産業が生産する貨物の物理的・化学的特性
 - 用途
 - 販売経路
 - 製造工程
 - 本邦の産業が生産する同種の貨物に複数の商品タイプが存在する場合には、全ての商品タイプが同種の貨物であるかどうか、及び全ての商品タイプを1つの貨物として扱うべきか否かを説明すべき。これを説明するうえで、物理的・化学的特性等の差異の有

無及びその内容、用途の違い等を説明することが必要となる。

- 添付すべき資料として、本邦の産業が生産する同種の貨物に係る商品見本、商品カタログ、業界内の商品分類表等が考えられる。
- 課税の求めができる者は、本邦の産業に利害関係を有する者であって、以下の者をいう。本セクションにおいては、申請者がこれらの者に該当することの説明が必要となる。
 - 同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体(その直接又は間接の構成員のうち2以上の者が当該貨物の本邦の生産者である団体に限る。)であって、当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員である当該生産者の当該貨物の本邦における生産高の合計が、当該貨物の本邦における総生産高の4分の1以上の割合を占めるもの。
 - 同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合であって、その直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の4分の1以上の割合を占めるもの。
- 上記の者には、原則として、以下の者は含まないものとする。
 - 対象貨物の供給者又は輸入者と直接又は間接の支配関係にある生産者。ただし、支配関係による影響が支配関係を有しない他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないことについての資料を提出し、その資料によりその旨が認められる場合にはこの限りではない。
 - 課税の求めの日の6ヶ月前の日以後に対象貨物を輸入(少量輸入を除く)した生産者。ただし、対象貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が対象貨物と同種の貨物の本邦における生産であることについての資料を提出し、その資料によりその旨が認められる場合にはこの限りではない。
- 生産高の出所を明らかにする。
- ※については、通常は直近の会計年度。
- なお、対象貨物を輸入した生産者、対象貨物の供給者又は輸入者と直接又は間接の支配関係にある生産者がいない場合には、記載例1のとおり記載し、対象貨物を輸入した生産者、対象貨物の供給者又は輸入者と直接又は間接の支配関係にある生産者がいる場合には、記載例2のとおりその旨記載する。

5 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要

5-1 不当廉売された貨物の輸入の事実

5-1-1 当該貨物の正常価格

記載例

5.不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要

5-1.不当廉売された貨物の輸入の事実

5-1-1.当該貨物の正常価格

申請者は、第三者機関である業界誌が公表した市場情報から、輸出国内における消費向けに販売される価格(国内販売価格: $A139.15$ (A は輸出国内通貨を表す。以下同じ。))を入手した。この価格には、工場出荷段階の価格に卸売業者の手数料、国内運賃及び保険料(15%)、小売業者(商社等)の手数料(10%)、物品税(消費税)等(10%)を加えた価格となっており、これらを控除して以下のとおり工場出荷段階の価格を算出した。

工場出荷段階の価格

【B】の国内販売価格 [輸出国内通貨Aベース]	A139.15
－ 物品税(消費税)等 = 10%	A126.50
－ 小売業者(商社等)の手数料 = 10%	A115.00
－ 卸売業者の手数料、国内運賃及び保険料 = 15%	A100.00
	[工場出荷段階の価格]

(出所)

- ・ 輸出国内の国内販売価格については、「○○weekly(△新聞社発行)」(別添資料○)参照。
- ・ 卸売業者及び小売業者の手数料、国内運賃及び保険料については、調査会社(○総合研究所)の調査報告書(別添資料○)参照。
- ・ 物品税については、A国 National Tax Agency ホームページ(<http://www.aaaa.gov.bb>、別添資料○)参照。

📖 関係法令等

- 政令第2条第1項
- 政令第2条第2項
- 政令第2条第4項
- 政令第7条第1項第5号

📖 解説

- 本セクションにおいては、対象貨物の正常価格に係る事項を記載する。
- 安値での本邦への輸入販売が必ずしもダンピング(不当廉売)を意味するものではない。ダンピングの基本的な定義は、正常価格よりも低い価格で本邦の市場に販売することである。
- 正常価格
 - 正常価格は、原則として、供給国内における消費向けに販売される貨物の価格(供給国内における国内販売価格)に基づき算出される。
 - 供給国内における消費向けに販売される貨物の価格は、独立の買い手との取引にお

ける価格を用いる。当該価格は、実際の販売に係るインボイスや価格表、オファー価格、市況データ又はその他の情報(市場調査等)に基づいたものであるべきであり、またその根拠となる資料を添付しなければならない。

- 工場出荷段階の価格に調整するために、国内運賃、保険料、内国税等を控除しなければならない。控除した要素を特定し、その額の裏付けとなる資料を添付する。
- 輸出国内の販売価格が入手可能でない場合(例えば、対象貨物と同種の貨物が供給国内で販売されていない場合等)には、「第三国輸出価格」又は「構成価格」を用いることができる。
- 第三国輸出価格とは、対象貨物の供給国から本邦以外の国に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格をいう。
- 構成価格とは、対象貨物の生産費に、同種の貨物に係る管理費、販売経費、一般的な経費及び通常の利潤の額を加えた価格をいう。

※構成価格の算出例

(A) 原料コスト	A5,000.00
(B) 工場コスト(①+②+③+④)	A2,000.00
①労務コスト	A700.00
②電力コスト	A500.00
③償却コスト	A450.00
④その他コスト	A350.00
(C) 生産費(A+B)	A7,000.00
(D) 管理費	A1,000.00
(E) 販売経費	A1,000.00
(F) 一般的な経費	A1,000.00
(G) 小計(C+D+E+F)	A10,000.00
(H) 通常の利潤(G×2.50%)	A250.00
(I) 合計(G+H)	A10,250.00
(J) 生産高	100.00
構成価格(I÷J)	A102.50

※対象貨物の原産国が中華人民共和国(以下「中国」という。)である場合

記載例

5. 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要

5-1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

5-1-1. 当該貨物の正常価格

政令第2条第3項により、A国の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産しているA国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合は、A国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の価格を正常価格として用いることができる。

現在、全世界で【B】の生産者が存在するのは、日本及びA国の他は、C国、D国及びE国のみである。これら国々の一人あたりGDPは表●のとおりであり、E国が比較可能な最も近い経済発展段階にあると認められるため、申請者は、E国内における消費向けに販売される価格を正常価格として用いる。

表● 各国の一人あたりGDP

国名	一人あたりGDP
A国	●●●米ドル
C国	●●●米ドル
D国	●●●米ドル
E国	●●●米ドル
日本	●●●米ドル

(出所) 総務省統計局ホームページ(<http://www.stat.go.jp/data/sekai/ap.htm>、別添資料○)


E国内における消費向けに販売される価格に関し、第三者機関である業界誌が公表した市場情報から入手した($E139.15$ (E はE国内通貨を表す。以下同じ。))。この価格には、工場出荷段階の価格に卸売業者の手数料、国内運賃及び保険料(15%)、小売業者(商社等)の手数料(10%)、物品税(消費税)等(10%)が含まれており、これらを控除して以下のとおり工場出荷段階の価格を算出した。

工場出荷段階の価格


【B】のE国における国内販売価格 [E国内通貨Eベース]	$E139.15$
－ 物品税(消費税)等=10%	$E126.50$
－ 小売業者(商社等)の手数料=10%	$E115.00$
－ 卸売業者の手数料、国内運賃及び保険料=15%	$E100.00$
	[工場出荷段階の価格]

(出所)

- ・ E国内の国内販売価格については、「Producer Price Index」(別添資料○)参照。
- ・ 卸売業者及び小売業者の手数料については、「Wholesale Price Index」(別添資料○)参照。
- ・ 国内運賃及び保険料については、調査会社(○総合研究所)の調査報告書(別添資料○)参照。
- ・ 物品税については、E国 National Tax Agency ホームページ(<http://www.aaaa.gov.bb>、別添資料○)参照。

 関係法令等

- 政令第2条第1項第4号
- 政令第2条第3項
- 政令第2条第4項
- 政令第7条第1項第5号
- ガイドライン7. (6)二

 解説

- 政令第2条第3項により、対象貨物の原産国が中国である場合には、以下に掲げる価格を基礎として正常価格を算出することができる。
 - (1) 当該原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
 - (2) 当該原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国から輸出された同種の貨物の輸出のための販売価格
 - (3) 当該原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における同種の貨物の生産費に、管理費、販売経費、一般的な経費及び通常の利潤を加えた価格
- 当該原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国(以下「代替国」という。)の価格を用いる場合には、当該代替国が、「比較可能な最も近い経済発展段階にある国」と判断される理由を詳細に記載するとともに、それを裏付ける証拠を添付する。また、当該代替国において、同種の貨物を生産又は輸出している者に関し、申請者の知り得た範囲で、それらの者の名称、所在地、連絡先、事業概要等を記載する。

5-1-2 当該貨物の本邦向け輸出価格

記載例

5-1-2.当該貨物の本邦向け輸出価格

申請者は、輸入者の取得価格(CIFベース)を輸入貿易統計により算出した(\$ 983. 20)。この価格には、輸出国内の工場から輸出港までの輸送費(4%)、船積諸掛かり(輸出諸経費+通関諸経費)(3%)、海上運賃及び保険料(2%)が含まれており、これらの諸費用を推計し控除することにより工場出荷段階(輸出価格)の価格を算出した。

輸出国内における輸出のための工場出荷段階の価格(本邦向け輸出価格)

		※輸出国内通貨[A]への換算 換算レート[\$ 1=A0.1]
【B】の輸入者の取得価格 (輸出取引通貨= \$)	\$ 983. 20	A98. 32[CIF価格]
－ 海上運賃及び保険料=2%	\$ 964. 00	A96. 40
－ 船積諸掛かり=3%	\$ 936. 00	A93. 60
－ 輸出国内輸送費=4%	\$ 900. 00	A90. 00
(国内保険料は0)		[工場出荷段階(輸出価格)の価格]

(出所)

- ・ 輸入者の取得価格は、輸入貿易統計より算出した。詳細は、別添資料○参照。
- ・ 海上運賃及び保険料、船積諸掛かり、輸出国内輸送費については、調査会社(○○総合研究所)の調査報告書(別添資料○)参照。
- ・ 換算レートは○○銀行発行の為替相場表(別添資料○)による。

📖 関係法令等

- 政令第3条
- 政令第7条第1項第5号

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、対象貨物の輸出価格に係る事項について記載する。
 - 輸出価格は、輸出に向けられる貨物の価格であって、本邦の独立した顧客により実際に支払われた、又は支払われる予定の価格に基づき算出される。なお、例えば、輸出者が輸入者の子会社である場合など、関係者である場合には、最初に独立した買手に販売される価格に基づき算出される。
 - 輸出価格の証拠は個別の商業インボイス、価格提示(オファー)書類、販売員の報告書、又は公式の輸入貿易統計等から入手し、その根拠となる資料を添付しなければならない。
 - 輸出価格は、正常価格と同一の商取引の段階に調整されなければならない(通常の場合、正常価格、輸出価格ともに工場出荷段階の価格に調整する)。控除要素としては、海上運賃及び保険料、船積諸掛り、輸出国内輸送費等がある。
 - 輸出価格には、CIF価格以外に、海上運賃等が含まれないFOB価格等もある。また、輸出価格に影響を与える梱包仕様、販売条件(支払い条件、品質保証、アフターサービス等)、及び課税(輸出税等)上の正常価格との差異についても調整する必要がある。
 - 換算レートは、原則として販売日(通常はインボイス日)の為替相場を用いるが、輸入貿易統計等販売日が特定できない場合は、例えば、統計対象期間の税関長公示レートや為替相場の平均値を用いることも可能である。

5-1-3 不当廉売差額(ダンピング・マージン)

記載例

5-1-3.不当廉売差額(ダンピング・マージン)

前記「5-1-1 当該貨物の正常価格」に基づき算出される正常価格及び「5-1-2 当該貨物の本邦向け輸出価格」に基づき算出される輸出価格から、下表のとおりダンピング・マージン及び不当廉売差額率(ダンピング・マージン率)を算出した。

ダンピング・マージン及びダンピング・マージン率

① 正常価格(工場出荷段階)	A100.00
② 本邦向け輸出価格(工場出荷段階)	A90.00
③ 不当廉売差額	A10.00
④ 輸出価格ベースのダンピング・マージン率[③/②×100]	11.11 (%)

関係法令等

- 政令第7条第1項第5号

解説

- 本セクションにおいては、不当廉売差額(ダンピング・マージン)に係る事項について記載する。
- ダンピング・マージン及びダンピング・マージン率
 - 対象貨物の輸入の事実に関するデータについては、原則として1年間分のデータを検証しなければならない。
 - ダンピング・マージンは、通常の場合、工場出荷段階における正常価格と輸出価格との差額であって、それぞれの価格は価格比較に影響を及ぼす差異を調整した後のものから算出する。
 - ダンピング・マージン率は、当該差額を輸出価格に対する百分率で表す。小数点以下第三位を四捨五入して記載する。
- 正常価格と輸出価格の比較
 - 公正な価格比較のため、正常価格と輸出価格は、全ての点で同じである製品同士、又は貨物の物理的・化学的特性及び販売の状況や条件といった観点から、極めて類似した性質を有する貨物同士を比較する。
 - 全ての点で同じである製品以外の貨物を比較対象とした場合は、対象貨物と、同種の貨物との間における差異及び、これらの差異がどのように価格に影響するかを説明する。
 - 対象貨物の物理的・化学的特性等に基づく製品区分が1種類しか存在せず、価格帯も単一である場合には、当該対象貨物全体としてダンピング・マージンを算出すれば足りる。
 - 対象貨物が、異なる形状又はタイプにより異なる価格で本邦に輸入されている場合、適切に区分し(区分の方法は、例えば、製品型番、形状、タイプ又はグレード等が想定し得る)、当該区分ごとに正常価格と輸出価格を比較してダンピング・マージンを算出し、それらを加重平均することにより、対象貨物全体に対して1つのダンピング・マージンを算出する。全ての計算過程を証拠として提出しなければならない。
 - 価格比較は、同じ商取引の段階(通常は工場出荷段階)で、かつ可能な限り同じ時期のものについてなされなければならない。

5-2 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

5-2-1 当該貨物の輸入量

記載例

5-2.当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

5-2-1.当該貨物の輸入量

本邦の【B】市場における国内需要量は、①年度が754千 MT、②年度が758千 MT、③年度が765千 MT である。この本邦市場に対し『A国』からの輸入量の本邦の総輸入量に占める割合は、①年度81.7%、②年度87.1%、③年度92.3%と著しく増加した。また国内需要量に占める『A国』からの輸入の割合は、①年度28.5%、②年度34.7%、③年度57.6%となり、本邦市場においてその市場占拠率を拡大した。

輸入動向

単位	①年度	②年度	③年度	対①年度比
	全世界輸入量 (千 MT)	263	306	
『A国』輸入量 (千 MT)	215	263	441	+105.1%
全世界輸入量に占める『A国』の割合 (%)	81.7%	87.1%	92.3%	+10.6ポイント
国内需要量 (千 MT)	754	758	765	+1.5%
国内需要量に占める『A国』製品の市場占拠率 (%)	28.5%	34.7%	57.6%	+29.1ポイント

(出所:○○○)

5-2-2 当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響

記載例

5-2-2.当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響

①年度頃までは平均単価2,000円／MT 程度で推移していた国産品の国内販売価格が、『A国』産の不当廉売された貨物の輸入の影響を受けて②年度頃から急速に値を下げ始めてきた。こうした価格の下落に対しては、申請者は大幅な合理化等により製造コストを引き下げる努力をしたが、国内販売価格はこれを上回る勢いで急速に下落したために、申請者の利益は減少し、③年度には赤字となっている状況にある。

価格動向

単位	①年度	②年度	③年度	対①年度比
国産品の国内 販売価格 (円／MT)	2,000	1,900	1,800	▲10.0%
『A国』産品の国 内販売価格 (円／MT)	1,850	1,680	1,350	▲27.0%
国産品と『A国』 産品の国内販 売価格差額 (円／MT)	150	220	450	+200.0%
国産品と『A国』 産品の国内販 売価格差率 (%)	7.5%	11.6%	25.0%	+17.5 ポイント

(出所:〇〇〇)

5-2-3 当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

記載例 1

5-2-3.当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

『A国』からの輸入量は、①年度から③年度の間では、105.1%増加し、国内需要量に占める当該製品の市場占拠率は、①年度から③年度の間では28.5%から57.6%へと上昇した。国産品の国内販売価格は一貫して低下しており、『A国』産の国内販売価格は国産品の販売価格を下回っており、価格差も相当程度認められた。①年度から③年度の間では、売上高は982百万円から515百万円と▲47.6%減少し、営業利益は67百万円の黒字から▲10百万円の赤字に、経常利益は25百万円の黒字から▲7百万円の赤字に転じた。投資収益率は著しく減少、キャッシュフローは920百万円の流入から▲60百万円の流出となり、生産性及び賃金も減少、在庫は増加した。以上の結果は、本邦の産業に実質的な損害が生じたことを十分に示している。

損害指標

	単位	①年度			②年度			③年度			
								対①年度比			
国産品の販売量	(千 MT)	491			456			287			▲41. 5
国産品の市場占拠率 [国産品の販売量/国内需要量]	(%)	65. 1%			60. 2%			37. 5%			▲27. 6 ポイント
売上高	(百万円)	982			867			515			▲47. 6
利潤 (利益)	営業利益	(百万円)	67		21		▲10			正→負	
	経常利益	(百万円)	25		11		▲7			正→負	
生産高	(千 MT)	518			472			299			▲42. 3
	うち自家消費量	(千 MT)	15		13		10			▲33. 3	
生産性	[生産等/雇用]	(千 MT/人)	5. 9		5. 5		3. 7			▲37. 3	
投資	設備投資額 [該当貨物部分]	(百万円)	155		148		66			▲57. 4	
	投資率 [上記投資額/全社投資額]	(%)	7. 4%		4. 3%		1. 6%			▲5. 8 ポイント	
投資収益	[営業利益/設備投資額]	(%)	14. 2%		5. 9%		▲9. 8%			▲24. 0 ポイント	
	[経常利益/設備投資額]	(%)	5. 3%		3. 1%		▲6. 8%			▲12. 1 ポイント	
操業度(稼働率) [生産高/生産能力]	(%)	65. 0%		60. 0%		55. 0%			▲10. 0 ポイント		
キャッシュフロー	(百万円)	920		715		▲60			正→負		
期末在庫	(千 MT)	期首	9		期末	13		15		19	46. 1
雇用	(人)	88		86		80			▲9. 1		
賃金	(千円/人)	335		330		325			▲2. 9		
成長	生産設備の停止、研究開発費の抑制など成長の見込みは鈍化傾向にある。										
資金調達能力	新規設備投資の抑制が認められるなど資金調達能力は低下傾向にある。										

(出所:○○○)

記載例 2

5-2-3.当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

『A国』からの輸入量は、①年度から③年度の間では、105.1%増加し、国内需要量における当該製品の市場占拠率は、①年度から③年度の間では29.1ポイント上昇した。また、国産品の国内販売価格は一貫して低下しており、『A国』産の国内販売価格は国産品の販売価格を下回っており、価格差も相当程度認められた。この様な中、①年度から③年度の間では、申請者の売上高が減少し損益が発生していることを踏まえると、本邦の産業においても実質的な損害が生じていると考えられる。

なお、以下に記載する損害指標のうち、「国産品の販売量」、「国産品の市場占拠率」（、「△△」及び「●●」）以外の指標については、申請者（及び申請者以外に本邦において【B】を生産している株式会社▽▽）に係るものについて記載している。

損害指標

	単位	①年度	②年度	③年度	対①年度比	
国産品の販売量	(千 MT)	491	456	287	▲41.5	
国産品の市場占拠率 [国産品の販売量/国内需要量]	(%)	65.1%	60.2%	37.5%	▲27.6 ポイント	
売上高	(百万円)	982	867	515	▲47.6	
利潤 (利益)	営業利益	(百万円)	67	21	▲10	正→負
	経常利益	(百万円)	25	11	▲7	正→負
生産高	(千 MT)	518	472	299	▲42.3	
	うち自家消費量	(千 MT)	15	13	10	▲33.3
生産性	[生産等/雇用]	(千 MT/人)	5.9	5.5	3.7	▲37.3
投資	設備投資額 [該当貨物部分]	(百万円)	155	148	66	▲57.4
	投資率 [上記投資額/全社投資額]	(%)	7.4%	4.3%	1.6%	▲5.8 ポイント
投資 収益	[営業利益/設備投資額]	(%)	14.2%	5.9%	▲9.8%	▲24.0 ポイント
	[経常利益/設備投資額]	(%)	5.3%	3.1%	▲6.8%	▲12.1 ポイント
操業度(稼働率) [生産高/生産能力]	(%)	65.0%	60.0%	55.0%	▲10.0 ポイント	
キャッシュフロー	(百万円)	920	715	▲60	正→負	
期末在庫	(千 MT)	期首	期末	15	19	46.1
		9	13			
雇用	(人)	88	86	80	▲9.1	
賃金	(千円/人)	335	330	325	▲2.9	
成長	生産設備の停止、研究開発費の抑制など成長の見込みは鈍化傾向にある。					
資金調達能力	新規設備投資の抑制が認められるなど資金調達能力は低下傾向にある。					

(出所:○○○)

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第5号
- ガイドライン6. (2)四

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要に係る事項について記載する。
- 調査当局が調査開始を正当化するために十分な証拠があると決定するためには、対象貨物の輸入による本邦の産業への損害等に係るデータがなければならない。これらのデータは対象貨物の輸入の量及び価格に関するものであり、次に、それらによる本邦の産業への影響に関するものである。
- 全てのデータは当該産品のみに係るものでなければならず、この根拠となる資料を添付すること。また、データの推定又は調整を行った場合にはその旨及び方法を明記する。記載例表中の項目・指標以外に関連するものがある場合にはそれも含める。
- 複数の本邦の生産者のデータを用いる場合には、全ての者のデータの合計を記載する。平均値が必要な場合は、加重平均する。
- 全てのデータは原則として直近3年間について示す(通常は会計年度)。
- 提出が求められている指標等について、当該データが提出できない場合にはその旨及び理由を明記する。
- 輸入動向
 - 輸入量や国内需要量は可能な限り公的な統計データ等に基づき提示することが必要となる。
- 価格動向
 - 対象貨物の輸入が本邦の価格に及ぼす影響を検討する上で、国産品と『A国』産品の国内販売価格差等の有無及びその程度を決定するため、類似の商品タイプについて本邦内で販売された『A国』産品の価格と国産品の国内販売価格とを比較する。
 - 国産品の国内販売価格は、本邦内で販売された国産品の工場出荷段階価格の加重平均価格が一般的であるが、業界団体が行った市場調査による統計、その他の報告書なども使用することができる。
 - 『A国』産品の国内販売価格は、輸入品の本邦内で販売された価格を示す書面(価格表、見積書、販売員の報告書等)などが情報源として有用。その他の情報源としては、公的/私的研究、市場調査も使用し得る。また、輸入貿易統計による単位ごとの平均CIF価格をベースにする場合は、これに輸入関税、輸入者マージン、港湾手数料などの経費等を加算することにより、輸入品の本邦市場における販売価格を算出する。
 - 国産品及び輸入品の対象貨物が価格帯の異なる多数の商品タイプから構成される場合には、特定の代表的な商品タイプに着目することにより、本邦市場での販売価格の推移を評価することができる。
 - 国産品と『A国』産品の国内販売価格差は、国産品の国内販売価格を基に、輸入品の国内販売価格との関係を価格差及び百分率で表わす。
(価格差) 国産品の国内販売価格－輸入品の国内販売価格
(百分率) $\frac{\text{国産品の国内販売価格} - \text{輸入品の国内販売価格}}{\text{国産品の国内販売価格}} \times 100$
- 損害指標
 - 損害指標は、可能な限り商法等で定められた帳簿等のデータに基づき提示することが必要となる。
 - 指標のデータは、対象貨物と同種の貨物のみに係るものでなければならないが、当該貨物の生産部門単体で管理していない場合には、全社ベースのデータを当該貨物の

売上高比率等に基づき部門としての指標に調整する等、適当な方法で算出したデータを示す必要がある。その場合には、その旨及び方法を明記する。

5-2-4 因果関係

5-2-4-1 当該貨物の輸入による影響

5-2-4-2 当該貨物の輸入以外の要因による影響

記載例

5-2-4 因果関係

5-2-4-1 当該貨物の輸入による影響

不当廉売された貨物の輸入の絶対的数量及び相対的シェアの増加、これに伴う輸入価格の低下と同時に、本邦の産業については、売上げの減少・市場占有率の低下、更に販売価格を引き下げるための合理化のスピード以上に早い【B】の輸入価格の低下による損失の拡大が発生しており、更に、既に検討した各種の損害に関する指標の多くが悪化の傾向を示している。現に、産業上の使用者からは最も安価な不当廉売された『A国』製品の価格を引き合いに値下げ要求が行われているのが実状である(別添資料○)。かかる全ての事象が同時に発生していることは、『A国』からの不当廉売された貨物の輸入が、まさに本邦の産業の損害を惹起したことを示している。本件不当廉売がなければこうした損害は生じなかったものであり、本件不当廉売と実質的な損害には因果関係があることを十分に示している。

5-2-4-2 当該貨物の輸入以外の要因による影響

不当廉売された貨物の輸入以外の要因による影響については、以下のとおり。

- 【B】の輸出者以外にC国・D国等、本邦【B】市場に【B】を輸出している国があるが、それらの国からの輸入量は全体の輸入量の○%に過ぎないうえ、過去○年間にわたり極めて限定的な水準に留まっている(別添資料○)。また、それらの国からの輸入価格は、国産品の販売価格を大きく上回っている(別添資料○)。このため、それらの国からの輸入が、本邦【B】市場に損害をもたらすことのできる要因とは認められない。
- 【B】の価格以外の要素については、その品質や営業力等の面で特に本件【B】輸出者が優れている事実はない(別添資料○)。
- 申請者は、販売原価を大幅に削減して輸入品に価格対応する等、合理化に努めてきており、申請者の合理化努力の不足も損害の要因とはなりえない(別添資料○)。
- 本邦における【B】の価格の低下が【B】産業全体の価格の低下によって発生したという事実も存在しない(別添資料○)。
- 申請者の新規投資が生産能力を増加させるなどし、その結果、販売価格が値崩れするなどして申請者に損害が発生した事実も存在しない(別添資料○)。
- 近年の本邦の産業の【B】の値下がりとは、「日本メーカー間の値下げ競争」が原因ではないかという主張も根拠がない。申請者は日本メーカー間において、合理的な範囲で競争を行っている。また、産業上の使用者より、申請者とA国の生産者とは競争状態にあり、両者とも価格の支配力を有していないとの回答を得ている(別添資料○)。
- 需要量の減少が僅かであるにもかかわらず、国産品の販売量は大きく減少。この間、不当廉売された【B】の市場占拠率は大幅に上昇している。仮に国産品の市場占拠率が同一であれば国産品の販売量の減少は○MT程度にとどまっていたであろう(別添資料○)。不当廉売された【B】は国産品と市場における交換可能性を有していることから、国産品の販売量の減少は、不当廉売された【B】の輸入増加によるものである。
- 産業上の使用者が購入した【B】の用途別の割合は大きな変動はなく、消費態様の変化はないと判断できる(別添資料○)。

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第5号

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、因果関係に係る事項について記載する。
- 対象貨物の輸入による影響
 - 損害を示すデータとは別に、申請者は実質的な損害等が対象貨物の輸入によって引き起こされていること(因果関係があること)を示さなければならない。しかしながら、これは対象貨物の輸入が損害の唯一の要因であるべきことを意味するものではない。因果関係は、通常、安価な輸入の増大と、損害指標にみられる本邦の産業の状態悪化との同時発生によって示される。
- 対象貨物の輸入以外の要因による影響
 - 申請者は、対象貨物の輸入以外の要因が本邦の産業の状態悪化に影響を及ぼしているか否かを検討しなければならない。そうした要因には、特に、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩並びに本邦の産業の輸出実績及び生産性を含む。

6 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

記載例

6.提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

以下の理由により、提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の一部を秘密として取り扱うことを求めます。

秘密として取り扱うことを求める部分	理由
課税を求める書面の本文中【 】で囲まれた部分	本文中、脚注に記載。
別紙1の○頁の【 】で囲まれた部分	何れもタイプ毎の生産高、国内販売量や国内販売価格という申請者にとって極めて重要な営業情報であり、これらが開示されると今後の営業活動に支障をきたすため。
別添資料1-□の△頁の▼行目の【 】で囲まれた部分	申請者以外の第三者の営業上の秘密事項にあたる情報であり、さらに、情報提供者も秘密としての取り扱いを要請しているため。
別添資料1-□の△頁の■行目の【 】で囲まれた部分	各需要者の仕入先・取り扱い商社・原料購入量・購入価格等に関する情報であり、何れも各者にとって秘密情報と考えられるため。
別添資料1-▲の▽頁の【 】で囲まれた部分	本邦内で販売された価格(産業上の使用者への販売価格)は、申請者が各需要者より入手した情報であり、かかる情報は、各需要者にとって秘密情報と考えられるため。
別添資料1-◇の●頁の【 】で囲まれた部分	『A国』における国内販売価格(工場出荷段階)及び対日輸出価格(工場出荷段階)を求めるための各種の項目の推定根拠に関する記述は、判明すれば、申請者と取引先との間の関係を著しく悪化させる事態が考えられるため。

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第6号
- 政令第7条第6項～第10項

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、秘密として取り扱うことを求める事項について記載する。
- 課税を求める書面又は証拠に含まれる記載部分について、その開示が競争者に対して競争上著しい利益・不利益を与える場合には、課税を求める書面の提出にあたって、課税を求める書面又は証拠におけるどの記載部分について秘密としての取り扱いが必要となるのかを指定し、秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由を書面で提出することにより、秘密として取り扱うことを求めることができる。
- 課税を求める書面又は証拠に秘密としての取り扱いを求める記載部分が含まれる場合には、課税を求める書面等は、当該記載部分を要約した「公開版」と、当該記載部分も含めた「非公開版」の二種類を提出する必要がある。
- 要約の方法について、ガイドライン別添3の「秘密証拠等の要約の作成例」を参照し、公開版においては、次の例のように、秘密扱いを求める記載部分について可能な限り概要説明

又は指数化を行う。

➤ 例 1: 取引先の名称等の概要説明

<非公開版>

「【〇〇商事株式会社】から、輸入品の価格は【22%】低いと証言を得た(別添資料1-□参照)。」

<公開版>

「【申請者の販売先の1社】から、輸入品の価格は【約20%】低いと証言を得た(別添資料2-□参照)。」

➤ 例 2: 実数の指数化

<非公開版>

	①年度	②年度	③年度
生産額(万円)	【200.0】	【300.0】	【400.0】

<公開版>

	①年度	②年度	③年度
生産額 (①年度を100とした指数)	【100】	【150】	【200】

- 調査当局が、証拠等を秘密として取り扱うことにつき正当な理由がないと認める場合には、その旨及び理由が通知される。それでもなお申請者が秘密として取り扱うことの求めを撤回せず、かつ、適切な「公開版」が提出されない場合は、当該証拠等を調べないことがある。
- 検討の結果、AD調査を開始することが決定された場合は、速やかに対象貨物の供給者又はその団体、輸入者又はその団体及び輸出国政府に対して公開版の課税を求める書面が提供されることになる。また、他の利害関係者に対しても、公開版の課税を求める書面が提供される場合がある。
- 秘密として取り扱うことを求める部分及びその理由については、記載例のように詳細な説明を一覧表にして提出することが望ましい。

7 当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

記載例 1 (申請者の生産高が総生産高の50%を超えている場合)

7.当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

申請者が調査したところ、申請者以外に本邦において【B】を生産している者は、X 者存在し、これら生産者による生産高は、本邦における【B】の総生産高の25%を占める(申請者の生産高は75%)。このうち、約12%を生産している株式会社△△は当該課税の求めを支持しており、上記「4-2 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明」で示したとおり、データ提供等で協力している。株式会社△△からの念書を参照(別紙○)。申請者及び株式会社△△を除いた本邦の生産者については、当該課税の求めを支持するか否かの確認は取れていないものの、申請者を含めた本邦【B】産業のうち、87%の者が当該求めを支持している。

記載例 2 (申請者の生産高が総生産高の50%を超えていない場合)

7.当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

申請者が調査したところ、申請者以外に本邦において【B】を生産している者は、X 者存在し、これら生産者による生産高は、本邦における【B】の総生産高の55.5%を占める(申請者の生産高は44.5%)。このうち、本邦における【B】の総生産高の約2.5%を生産している株式会社××は当該課税の求めを支持しており、上記「4-2 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明」で示したとおり、データ提供等で協力している。株式会社××からの念書を参照(別紙○)。また、本邦における【B】の総生産高の約19.5%を生産している株式会社△△は当該課税の求めに反対している。なお、総生産高の約2%を生産している株式会社▽▽は6ヶ月以内に当該貨物を輸入しているため、本邦の生産者には含まれない。

申請者、株式会社△△、株式会社××及び株式会社▽▽を除いた本邦の生産者(本邦における【B】の総生産高の31.5%)については、当該課税の求めを支持するか否かの確認は取れていないものの、支持者である申請者及び株式会社××の生産高の合計は47%であり、株式会社△△の生産高(19.5%)を超えている。

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第7号
- ガイドライン6.(2)一～三

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況に係る事項を記載する。
- 申請者の生産高の合計が本邦における総生産高の50%を超えている場合には、当該課税の求めに対する関係生産者等の支持の状況について、ガイドライン6.(2)三①に該当することが自動的に明らかになるが、50%を超えていない場合は、把握可能な限り申請者以外の者の支持の状況を定量的に示す必要がある。

課税を求める書面(ガイドライン6.(2)一に記載されている産業所管大臣による確認が行われた場合には、当該確認の結果)により、①'当該課税の求めを支持している関係生産者等の当該貨物の本邦における生産高の合計が、②'当該課税の求めに反対すること

を明らかにしている関係生産者等の当該貨物の本邦における生産高の合計を超える(①' > ②')ことが示されない場合は、調査の必要性があるとは認めない。

なお、①' が本邦における総生産高の50%を超えている場合には、ガイドライン6. (2) 三①に該当することが確実なため、その他の者の支持の状況を示す必要は必ずしもない(記載例1参照)。一方、①' が本邦における総生産高の50%を超えていない場合には、把握可能な限りそれ以外の者の支持の状況を把握するものとする(記載例2参照)。

- ▶ また、同様に、関係労働組合が申請者である場合であって、その構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の50%を超えない場合には、把握可能な限り申請者以外の者の支持の状況を定量的に示す必要がある。

課税を求める書面(ガイドライン6. (2)一に記載されている産業所管大臣による確認が行われた場合には、当該確認の結果)により、①”当該課税の求めを支持している当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が、②”当該課税の求めに反対することを明らかにしている当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計を超える(①” > ②”)ことが示されない場合は、調査の必要性があるとは認めない。

なお、①”が当該生産に従事する者の総数の50%を超えている場合には、ガイドライン6. (2)三②に該当することが確実なため、その他の者の支持の状況を示す必要は必ずしもない。一方、①”が当該生産に従事する者の総数の50%を超えていない場合には、把握可能な限りそれ以外の者の支持の状況を把握するものとする。

8 その他参考となるべき事項

8-1 不当廉売された貨物の輸入者及び供給者

8-2 当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等

8-3 当該貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体

記載例

8.その他参考となるべき事項

8-1.不当廉売された貨物の輸入者及び供給者

申請者が知り得た全ての本邦の輸入者及び供給国における生産者又は輸出者は以下のとおり。ただし、以下は申請者が調査したところ判明したものであり、この他にも存在する可能性がある。

なお、上記に記載した輸出者以外に、本邦へ【B】を輸出している者として☆☆CO.,LTD及び★★CO.,LTDが確認できたが、これらの者が生産又は本邦へ輸出した貨物が不当廉売されているか否かについては、確認することができなかった。また、株式会社■■物産及び株式会社▲▲興業については、【B】を輸入していることは確認できたが、これらの者が輸入した貨物が不当廉売されているか否かについては、確認することができなかった。

生産者、輸出者及び本邦の輸入者

供給国	生産者	輸出者	本邦の輸入者
A国	☆☆CO.,LTD ##CO.,LTD	☆☆CO.,LTD !!CO.,LTD *!CO.,LTD ☆☆CO.,LTD ★★CO.,LTD	◇◇興産株式会社 ◆◆商事株式会社 □□産業株式会社 株式会社■■物産 株式会社▲▲興業

(注)・生産者及び輸出者の所在地及び連絡先は別紙○のとおり。

・本邦の輸入者の所在地及び連絡先は別紙○のとおり。

8-2.当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等

不当廉売された貨物と同種の貨物である【B】の本邦における生産者は、申請者の他に○社あり、その団体は存在しない。それらの者の名称及び住所等は以下のとおり。

●○○株式会社 東京都○○区○○1-2-3 Tel 03-○○○○-○○○○

●△△株式会社 東京都△△区△△4-5-6 Tel 03-△△△△-△△△△

8-3.当該貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体

【B】は主に輸送、建築分野で利用される中間材であり、申請者の知り得た産業上の使用者は○社あり、その団体は○団体ある。それらの者の名称及び住所等は以下のとおり。

●産業上の使用者

株式会社○○ 北海道○○市○○○町7 Tel 011-○○○-○○○○

△△有限会社 沖縄県△△市△△△町8 Tel 098-△△△-△△△△

●団体

社団法人○○ 大阪府大阪市○○○区9 Tel 06-○○○○-○○○○

△△△業協会 京都府京都市△△△町0 Tel 075-△△△-△△△△

8-4 当該貨物と同種の貨物の主要な消費者団体

8-5 当該貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況

8-6 当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般的状況

記載例

8-4. 当該貨物と同種の貨物の主要な消費者団体

(当該貨物が小売に供されている場合に限る。)

【B】は小売もされており、申請者の知り得た本邦における主要な消費者団体は○団体あり、それらの者の名称及び住所等は以下のとおり。

- ○○消費者連合会 東京都○○市○○○町1 Tel 03-○○○○-○○○○
- △△消費者連合会 神奈川県横浜市△△町2 Tel 045-△△△-△△△△

8-5. 当該貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況

本邦における【B】のAD関税課税の事例はないが、199×年にX国においてAD関税(『A国』は5%~150%)が課税され(別紙○)、続いて、200×年にY国においてもAD関税(『A国』は0%~38%)が課税されている(別紙○)。

8-6. 当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般的状況

世界全体における【B】の貿易量を見ると別添資料○のとおりで、**年においては、***千MTである。また、同年における【B】の世界の生産高合計は***千MTである。つまり、生産高の約半分が国際取引されている。**年における『A国』産【B】の生産量及び輸出量を見ると、それぞれ***千MT、***千MTであり、世界全体の貿易量及び生産高合計のそれぞれ○%と○%を占めていることになる。

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第8号

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、その他参考となるべき事項について記載する。
- 本邦の輸入者
 - 申請者が知り得た範囲において、それぞれの輸入者の名称、所在地及び連絡先を記載する。
 - 輸入者については、輸入した貨物が不当廉売されているか否かについて確認されていないとしても、対象貨物を輸入していれば記載する。
- 同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等、産業上の使用者及びその団体並びに主要な消費者団体
 - 申請者が知り得た範囲において、申請者以外の同種の貨物の生産者及びその団体の有無並びにそれらの者の名称、住所等を記載する。また、同様に知り得た範囲において、産業上の使用者及び主要な消費者団体についての情報も記載する。
- 対象貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況
 - 本邦における対象貨物の過去の課税実績、本邦において既に他の供給国又は供給者を対象に課税が行われているか否か、他国における対象貨物に対する課税実績・状況等について記載する。
- 同種の貨物の国際取引の一般的状況
 - 知り得た範囲において、対象貨物と同種の貨物の世界全体の貿易量の合計及び生産高の合計に対する対象貨物の原産国における輸出量及び生産高等を客観的に記載する。